

Reference : 03.307.002.00.00.118.2010-2065

日付：2018年11月27日

Bangladesh 輸出加工区庁

BEPZA COMPLEX

House #19/D, Road #6, Dhanmondi, Dhaka-1205

PABX: 9661370, 8650059, 8650074, 8650076

Fax: 880-2-8650060, 9661849

E-Mail: info@bepza.org

web: www.epzbangladesh.org.bd

## 通達

### EPZ 内企業労働者の最低賃金再改定(2018)について

首相官邸からの承認（文書 No.03.068.018.04.00.024.2010-685, 2018年11月14日付参照）を受け、EPZ 内企業労働者の最低賃金、その他の給付金および雇用条件は、下記のように再改定される。

### EPZ 内企業労働者に対する最低賃金

A. 衣料品・衣料付属品・靴・靴付属品・革製品・サポート業務・テントおよびテント付属品・プラスチック製品・玩具・キャップおよび帽子・その他関連産業：

等級	最低賃金 (2018)			
	基本給	住宅手当 (基本給の 50%)	医療手当 (定額)	総賃金
高度熟練工	9,000	4,500	1,450	Tk. 14,950 (US \$ 182.32)
上級作業員	5,700	2,850	1,450	TK. 10,000 (US \$ 121.95)
作業員	5,400	2,700	1,450	TK. 9,550 (US \$ 116.46)
下級作業員	5,100	2,550	1,450	TK. 9,100 (US \$ 110.98)
助手 (ヘルパー)	4,500	2,250	1,450	TK. 8,200 (US \$ 100.00)
研修生 (見習い)	3,200	1,600	1,450	TK. 6,250

				(US \$ 76.22)
--	--	--	--	---------------

B. 電子機器および電気製品・ソフトウェア・レンズおよびガラス製品・金属および鋳造・自動車および自動車部品・自転車・重工業・化粧品・ボート・ゴルフシャフト・釣り具・その他関連製品：

等級	最低賃金 (2018)			
	基本給	住宅手当 (基本給の 50%)	医療手当 (定額)	総賃金
上級作業員	6,200	3,100	1,450	Tk. 10,750 (US\$131.10)
作業員	5,650	2,825	1,450	Tk. 9,925 (US\$121.04)
下級作業員	5,250	2,625	1,450	Tk. 9,325 (US\$113.72)
研修生 (見習い)	3,200	1,600	1,450	Tk. 6,250 (US\$76.22)

C. 繊維産業・化学薬品・染色・油および製油所・農産品・家具・木、竹製品・その他関連産業：

等級	最低賃金 (2018)			
	基本給	住宅手当 (基本給の 50%)	医療手当 (定額)	総賃金
高度熟練工	9,000	4,500	1,450	Tk. 14,950 (US\$182.32)
熟練工 (レベル 2)	5,650	2,825	1,450	Tk. 9,925 (US\$121.04)
半熟練工	5,350	2,675	1,450	Tk. 9,475 (US\$115.55)
非熟練工	4,800	2,400	1,450	Tk. 8,650 (US\$105.49)
研修生 (見習い)	3,200	1,600	1,450	Tk. 6,250 (US\$76.22)

D. テリータオル・セーター・かつら・その他出来高賃金を適用する産業：

a) 出来高賃金を受ける労働者：

テリータオル・セーター・かつら・その他出来高賃金を適用する産業において、品質基準を満たした製品を所要量生産するという条件の下、出来高賃金で雇用された布帛・ニット製品製造労働者の賃金は、関連する指示書および労働法に従い、下記の形式で通常の就労時間に対する最低賃金を保証するものとする。

等級	最低賃金 (2018)			
	基本給	住宅手当 (基本給の 50%)	医療手当 (定額)	総賃金
出来高賃金労働者	4,800	2,400	1,450	Tk. 8,650 (US\$105.49)
研修生 (見習い)	3,200	1,600	1,450	Tk. 6,250 (US\$76.22)

b) 給与を受ける労働者：

給与を受ける産業労働者は、下記の形式で最低賃金を受け取るものとする。

等級	最低賃金 (2018)			
	基本給	住宅手当 (基本給の 50%)	医療手当 (定額)	総賃金
出来高賃金労働者	4,800	2,400	1,450	Tk. 8,650 (US\$105.49)
研修生 (見習い)	3,200	1,600	1,450	Tk. 6,250 (US\$76.22)

2. 等級、職種、業種に関わらず、EPZ 内企業の全労働者に適用されるその他の条件と給付金：

a) 賃金はタカ払いとし、表上の括弧内に、1US\$ = 82 タカ換算の米ドル相当額が示されている。この換算レートは、官庁による次回の改定までは変更しないものとする。

b) 総賃金は、基本給、基本給の 50%の住宅手当、医療手当 1,450 タカ (定額) の合計で計算する。

c) 上記の総賃金に加え、企業は、食事または食事補助、通勤手段または通勤手当を給付しなければならない。すでに昼食または昼食補助、通勤手段または通勤手当を給付している企業は、その行為を継続し、現在の給付額を下回らないようにしなければならない。

d) 全労働者の50%の年間昇給率は基本給の10%とする。残りの労働者の昇給率は5%を下回らないようにしなければならない。昇給は基本給へ反映させるものとする。

e) 上記の賃金は、EPZ内企業に就労する各等級の労働者に対する最低賃金とみなし、EPZ内企業は、これを下回る支払いはできないものとする。

f) 現行の指示書2(1989)に該当する全ての業種における各等級、職種の労働者は、業績に基づいて昇格されるものとする。

g) 当該する投資者は、すべての等級・職種において給与の確定を行うものとする。労働者は、現在の就労レベルと同等の等級に指定され、等級の確定後、新基準での賃金が確定する。労働者は現在従事する等級より下げられることはない。

h) 上記の変更とは別に、輸出加工区庁発行の指示書1、2(1989)による現行の便宜、および現在EPZ内企業が提供している便宜は継続するものとする。

3. 指示書1、2(1989)は、上記のように改定されたものと見なされ、同指示書に記載されたその他諸条件はそのまま適用される。

4. EPZ内企業労働者の最低賃金再改定についての回報(文書No.03.307.002.00.00.118.2010-2065, 2013年12月24日付参照)は、2018年11月30日をもって失効と見なし、2018年12月1日より現回報が適用されるものとする。

5. 官庁はこの件に関し、必要に応じて回報・官庁令を発行する。

Mohd. Habibur Rahman Khan  
Major General  
Executive Chairman, BEPZA  
& Convener of the committee

情報伝達と必要措置のためにコピーを送った先(年功順によらない)

1. 輸出加工区庁会員(技術・IP・財務)、ダッカ
2. 輸出加工区庁書記官、ダッカ
3. CEPZ/DEPZ/MEPZ/KEPZ/AEPZ/UEPZ/IEPZ/Com-EPZの統括マネージャー  
(全企業に当回報を周知させ、状況に応じた必要措置がとれるように)

4. 輸出加工区庁統括マネージャー（安全保障・IP・ES・PR・MIS）、ダッカ
5. ファイル・マスターファイル